

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C12
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年8月1日
  - ② 申請者：国際興業株式会社
  - ③ 適用路線：東京都内一般バス全路線（埼玉県内一部含む）
  - ④ 平均改定率：7.0%
  - ⑤ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

片道運賃		通勤定期1ヶ月	
現行	申請	現行	申請
現金・IC	現金・IC		
220	240	9,810	10,700

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。(本事案は令和5年4月6日付で公示しているが、追加申請により、公示内容に変更が生じたことから、あらためて公示するものである。)

令和5年8月10日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

(1) 事案番号：22C11

(2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 追加申請日：令和5年5月31日

② 申請者：茨城急行自動車株式会社

③ 適用路線：埼玉県内、千葉県野田市内及び茨城県坂東市内の一般路線バス全路線

④ 平均改定率：16.37% ※変更なし

⑤ 初乗り運賃：200円 ※変更なし

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
北越谷駅～エローラ	320	315	390	14,400	17,550
北越谷駅～老人福祉センター	250	242	280	11,250	12,600
せんげん台駅～大正大学入口	400	398	440	18,000	19,800
野田市駅～岩井車庫 ※追加	700	692	810	29,400	36,450
梅郷駅～野田梅郷住宅 ※追加	250	242	300	11,250	13,500

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

(1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事案の件名及び事案番号

(3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

(4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上